

USPTO 最新情報：新料金および料金値上げの提案

2019年7月31日、USPTOは各種料金の変更に関する連邦官報通知¹を発行した。その中でUSPTOは、3つの新料金を提案している：(1) DOCX以外のフォーマットで提出される非仮出願（通常出願）に対する追加料金として、400ドル；(2)（未登録の弁護士の一事件限りの許可料（*pro hac vice admission fee*）として、250ドル；および(3)年間特許代理人登録料として、70ドルから340ドル。

提案された追加料金は、DOCX以外のフォーマットで提出される、米国特許法第111条に基づく通常の特許出願に対して請求される。DOCXフォーマット要件が適用されるのは、非仮出願の明細書、クレームおよび要約である。提案された規則によれば、図面は依然として追加料金なしで、PDFフォーマットを用いて提出できる。紙出願の場合、既存の非電子出願料に加えて、この追加料金も発生する。ただし、米国特許法第371条に基づく国内段階出願に対しては、この追加料金は適用されないようである。だが、バイパス継続出願には、この追加料金が適用されるだろう。USPTO出願のDOCXフォーマットの使用に関する詳しい情報は、USPTOのウェブサイト²に掲載されている。

提案された一事件限りの許可料は、USPTO登録番号を持たない弁護士が特許審判部に出頭する場合に、USPTOへの申立の提出に加え、許可料の支払いを要求するものである。これまではAIA審判手続において、弁護士は一事件限りの許可を正当化する十分な理由を示す、特許法施行規則第42.10条に基づく申立を提出できた。この新料金が導入された場合、弁護士は参加するUSPTO手続ごとに許可料を支払う必要がある。USPTOはこの一事件限りの許可料を用いて、これらの申立の処理費用を、全体的なAIA審判料から当該申立を行う非USPTO登録弁護士に転嫁したい考えである。

提案された年間特許代理人登録料は、特許代理人によって異なる料金を適用する。例えば、特許代理人が継続法学教育（CLE）要件を完了したかどうかによって、USPTOは異なる料金を請求する。休止状態の特許代理人には、別の料金が適用される。現在、登録統制局（Office of Enrollment and Discipline：OED）の統制その他の業務の費用は、特許出願人および特許権者が支払っている。しかし、USPTOは、これらの費用を登録特許代理人に負担させたい考えで、新料金がこれらの業務の財源となることを望んでいる。ただし、USPTOで実務を遂行する商標弁護士は、このような料金を請求されないため、USPTO

¹

<https://www.federalregister.gov/documents/2019/07/31/2019-15727/setting-and-adjusting-patent-fees-during-fiscal-year-2020>

² <https://www.uspto.gov/patent/docx>

は、この新料金から得た資金を、OED における特許関連業務だけに限定する意向である。

上記に取り上げた新料金の他にも、連邦官報通知は、特許維持年金、特許発行料、意匠特許出願の早期審査請求、および通常の特許出願の出願料と調査料に対する値上げも提案している。さらに連邦官報通知は、AIA 審判手続に関しても、請求料金および開始後料金の値上げなど、料金の改定を盛り込んでいる。